

児童館の 子ども電話相談

児童館はお休みしていますが、スタッフが子ども向けの電話相談を受け付けています。悲しいことや心配なことがあったら、遠慮せずに、電話してください。一緒にお話しましょう。

電話相談はこちらへ

ひがしじどうかん(東多世代交流センター)
☎44-2150

にしじどうかん(西多世代交流センター)
☎31-6039

時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時



5月12日は「民生・児童委員の日」

ご存じですか？ 身近な地域の相談相手 民生・児童委員

問 地域福祉課 ☎内線2615

民生・児童委員は地域のみなさんを見守るボランティアで、誰もが安心して暮らせるまちをつくるための福祉に貢献しています。暮らしに関する困りごとや悩みについて、気軽にご相談ください。

※お住まいの地区の委員を知りたい場合は、同課へお問い合わせください。

民生・児童委員とは？

民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた福祉ボランティアです。地域住民の中から選ばれ、地域の一員として暮らしながら、担当地区のみなさんからのさまざまな相談に応じています。任期は3年(再任も可能)で、市内では112人が活動しています。

どんな相談ができるの？

一人暮らしの高齢者や子育てに悩んでいる家庭など、日常生活の中で課題を抱え、手助けを必要としている人の相談に応じます。

また、「近所に心配な人がいる」など、気になることがありましたらお知らせください。様子を確認し、状況に応じて関係機関につなげます。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容や個人情報は固く守られますので、安心してご相談ください。



東京都民生・児童委員
キャラクター「ミンジ」

経済的に
苦しい

生活に
困っている

そんなときは生活・就労支援窓口にご相談ください

問 同窓口 ☎内線2678

生活相談に応じ、就労などを支援する窓口です。経済的な理由などで不安や心配を抱えている方の相談に専門の相談員がお応えし、関係機関と連携しながら状況の改善を支援します。一人で悩まず、まずは気軽にご連絡ください。

☎ 平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

☎ 市役所2階

※生活保護を受給している方は対象になりません。

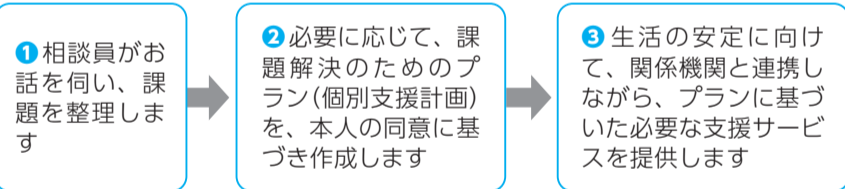
こんな相談に応じます

- 収入がなくなり生活が不安だ
- 家賃が払えず家を出なければならぬ
- 収入より支出が多い
- ずっと働いていないので就職が不安だ
- 引きこもりやニートで悩んでいる など

支援の例

- **すぐに仕事に就くことが可能な場合**→ハローワークなどとの連携
ハローワーク三鷹などと連携しながら、就職活動支援を行います。
- **就職するために住居の確保が必要な場合**→住居確保給付金の支給
離職や本人の責めに帰すべきでない減収などで住居を失った方、または失う恐れの高い方に、原則3カ月間(最大9カ月間)家賃相当額(上限あり)を支給します(収入や資産要件のほか、就職活動をするなどが条件です)。
- **仕事に就くために生活改善などのサポートが必要な場合**→就労準備支援
「社会との関わりに不安がある」「就労意欲が低下している」など、すぐに就労することが難しい方に、期間を定めたプログラムに沿って一般就労のための基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。
- **家計の立て直しが必要な場合**→家計改善支援
早期の生活再生のために、家計状況の「見える化」を図り、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。
- **子どもの学習・進学支援が必要な場合**→子どもの学習等支援
子どもの学習支援をはじめ、不登校や引きこもりなどの状況にある子ども、若者を支援します(世帯収入が住民税非課税相当以下の方が対象)。

相談支援の流れ



「さくらねこ 無料不妊手術事業(行政枠)」の活動に参加しています

問 環境政策課 ☎内線2523

市では今年度から、(公財)どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」に参加し、飼い主のいない猫の不妊手術を全額負担する無料不妊手術チケットを年数回の期間に分けて配布します。チケットは、三鷹市が指定した同基金の協力病院でのみ利用することができます。

第1回受付期間 5月11日(月)～7月22日(水)

チケットが利用できる協力病院については、同課へお問い合わせください。

※申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※7面掲載の(公社)東京都獣医師会・武蔵野三鷹支部が実施する「飼い主のいない猫の避妊・去勢手術支援事業」とは異なる事業です。



浸水被害を軽減するための設備の設置をご検討ください

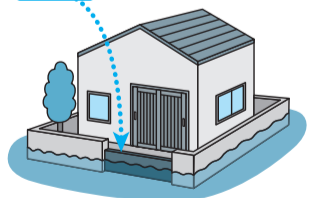
申 問 水再生課(市役所5階57番窓口) ☎内線2873へ

止水板

止水板とは、建物の出入り口に設置することで、家屋への浸水被害を軽減するための設備です。手軽に取り付けることができるため、突発的な集中豪雨の際にも浸水被害の軽減が期待できます。

市では、市内の住宅への止水板設置工事費などの設置費用の一部を助成しています(工事費用の2分の1。上限50万円)。

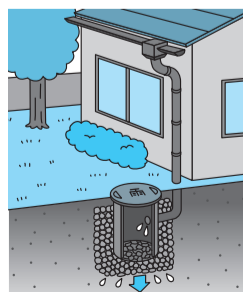
止水板



雨水浸透ます

雨水浸透ますとは、建物の屋根に降った雨水を、地下に浸透させるための設備です。集中豪雨時には、下水道管に流れ込む雨水が減ることで浸水被害の軽減が期待できます。

既存の個人住宅や個人所有の共同住宅などに設置する場合、工事は通常1日で完了し、設置費用は市が負担します(設置後の維持管理は個人で行ってください)。



いずれも設置条件など、詳しくは同課までお問い合わせください。